

平成 2 1 年度
決 算 報 告 書

自 平成 2 1 年 4 月 1 日
至 平成 2 2 年 3 月 3 1 日

公立大学法人 熊本県立大学

平成21年度 決算報告書

公立大学法人熊本県立大学
(単位：千円)

区分	予算額	決算額	差額 (決算-予算)	備考
収入				
運営費交付金	935,207	935,207	0	
自己収入	1,618,756	1,687,198	68,442	
授業料収入	1,116,809	1,150,054	33,245	(注1)
入学金収入	140,713	143,959	3,246	
検定料収入	34,285	47,096	12,811	(注2)
受託研究等収入	27,900	37,847	9,947	
寄附金収入	5,420	19,168	13,748	(注3)
補助金等	8,302	8,302	0	
耐震化支援事業費等補助金	251,771	251,771	0	
財産処分収入	0	0	0	
雑収入	33,556	29,001	△ 4,555	
長期借入金	0	0	0	
短期借入金	0	0	0	
貸付金回収	0	0	0	
承継剰余金	0	0	0	
目的積立金取崩	40,000	36,152	△ 3,848	
計	2,593,963	2,658,557	64,594	
支出				
教育研究経費	1,779,981	1,747,904	△ 32,077	(注4)
一般管理費	534,311	543,271	8,960	
受託研究費等	27,900	37,847	9,947	
耐震化対策事業費等	251,771	251,771	0	
計	2,593,963	2,580,793	△ 13,170	
収入-支出	0	77,764		

(注) 決算額及び差額は、それぞれの欄の金額を個別に円単位まで算出し、その結果を千円未満の単位で四捨五入して表示しておりますので、合計金額と一致しない場合があります。

○予算と決算の差異について

- (注1) 授業料収入については、在学生数が当初見込より増加したこと等により、予算額に比して決算額が33,245千円多額となっています。
- (注2) 検定料収入については、当初見込より出願者数が増加したことにより、予算額に比して決算額が12,845千円多額となっています。
- (注3) 寄附金収入については、熊本県立大学未来基金の創設等により、予算額に比して決算額が13,748千円多額となっています。
- (注4) 教育研究経費については、当初予定していた常勤教員の退職者の補充を延期したこと等により、予算額に比して決算額が32,077千円少額となっています。

監 査 報 告 書

私ども監事は、地方独立行政法人法第13条第4項及び同法第34条第2項の規定に基づき、公立大学法人熊本県立大学（以下「本学」という。）の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの平成21事業年度の業務及び財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書、利益の処分に関する書類（案）、行政サービス実施コスト計算書及びこれらの附属明細書）、決算報告書、事業報告書について監査いたしました。

その結果につき、以下のとおり報告いたします。

1 監査方法の概要

監事は、一般に認められた監査手続きに従い、理事会その他重要な会議にかかる資料、重要な決裁書類等を閲覧しました。また、各部門責任者から業務処理の状況を聴取するとともに、書面の査閲等によりこれを確かめました。さらに、会計監査人から財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る）及び決算報告書の監査の概要にかかる報告並びに説明を受け、検討を加えました。

2 監査の結果

- (1) 会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (2) 財務諸表は、必要な事項を正しく示しているものと認めます。
- (3) 事業報告書は、本学の業務運営の状況を正しく示しているものと認めます。また、業務の遂行に関し、法令に違反する重大な事実は認められません。
- (4) 決算報告書は、予算の区分に従って決算の状況を正しく示していると認めます。
- (5) 役員の職務執行に関し、不正の行為又は法令・定款に違反する重大な事実は認められません。また、役員と当法人との利益相反取引は認められません。


平成22年6月14日

公立大学法人熊本県立大学

監 事

高木 絹子 

監 事

千歳 睦男 

独立監査人の監査報告書


平成 22 年 6 月 14 日

公立大学法人 熊本県立大学


理事長 蓑 茂 壽 太 郎 殿

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

藤 田 直 己 

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

佐 藤 宏 文 

当監査法人は、地方独立行政法人法第35条の規定に基づき、公立大学法人熊本県立大学の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの平成21事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算書、利益の処分に関する書類(案)及び附属明細書並びに事業報告書(会計に関する部分に限る。)及び決算報告書について監査を行った。なお、事業報告書について監査の対象とした会計に関する部分は、事業報告書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。この財務諸表、事業報告書及び決算報告書(以下「財務諸表等」という。)の作成責任は、理事長にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から、財務諸表等について意見を表明することにある。

当監査法人は、地方独立行政法人に対する会計監査人の監査の基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。これらの監査の基準は、当監査法人に財務諸表等に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、公立大学法人内部者による不正及び誤謬並びに違法行為が財務諸表等の重要な虚偽の表示をもたらす要因となる場合があることに十分留意して計画し、試査を基礎として行われ、理事長が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事長によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表等の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。この合理的な基礎には、当監査法人が監査を実施した範囲においては、財務諸表等の重要な虚偽の表示をもたらす公立大学法人内部者による不正及び誤謬並びに違法行為の存在は認められなかったとの事実を含んでいる。なお、当監査法人が実施した監査は、財務諸表等の重要な虚偽の表示の要因とならない公立大学法人内部者による不正及び誤謬又は違法行為の有無について意見を述べるものではない。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

- (1) 財務諸表(利益の処分に関する書類(案)を除く。)が、地方独立行政法人会計基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠して、公立大学法人熊本県立大学の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。
- (2) 利益の処分に関する書類(案)は、法令に適合しているものと認める。
- (3) 事業報告書(会計に関する部分に限る。)は、公立大学法人の業務運営の状況を正しく示しているものと認める。
- (4) 決算報告書は、理事長による予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているものと認める。

公立大学法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上